

京都市訓令甲第 3 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 7 月 3 1 日

京都市長 門 川 大 作

別表福祉介護課長の項第 4 号及び京北出張所次長の項第 2 8 号中「京都市母子家庭等医療費支給条例」を「京都市ひとり親家庭等医療費支給条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

(行 財 政 局 人 事 部 人 事 課)